陳情第１７号

沖縄県において「戦没者の遺骨が眠る土砂を、辺野古新基地建設の埋め立等に使用しないよう」国に求める意見書採択の陳情書

（陳情趣旨）

１９４５年４月１日アメリカ軍が沖縄本島に上陸し、激しい地上戦となり首里城司令部壕から本島南部に撤退しました、そ日本軍は５月末に住民避難と言われたびたび日本軍が混在状態となり、沖縄戦戦の南部にと沖縄県民とし日本軍が発生しました。

沖縄戦では、沖縄県民約１２万人、日本本土兵士等約７万７千人など、半数以上の尊い生命が失われました。

併せて２０万人余りの犠牲者の遺骨を収容して糸満市米須の「魂魄の塔」戦後、沖縄県民は戦争犠牲者の遺骨を弔ってきましたが、いまをはじめ慰霊の塔をは次々に建立して戦没者の霊を弔ってきましたが、いまだこの南部一帯に衛省・沖縄防衛局）が、昨年４月に提出した「辺野古埋め立に日本政府（防請書」に八重瀬町の山野の土砂を採掘して辺野古新基地建設の埋め立て申須地区やるティ計画を発表しました。

遺骨収集に使用する土砂を新基地建設に使うことは人道上許されない」と訴え、全国の戦没者の遺骨が混じり、血が染み込んだ土砂を体遺族に使う」と訴えました。

私たちは、戦没者の遺骨を辺野古新基地建設のための埋め立てに使う怒りでいっぱいです。

遺骨の埋め立ては、犠牲者の尊厳を冒涜し、「物言わぬ」戦没者を二度殺すような人道に反する行為であり断じて許せません。

私たちは戦没者のすべての遺骨が遺族の元に帰ってくる日を待っています。

２０１６年３月超党派の議員立法により全会派一致して「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」を制定し、戦没者の遺骨収集を国の責務として約束しました。

法律の基本的な計画のはじめには、戦没者の遺族の心情を鑑み、戦没者の遺骨の尊厳を損なう事の無いよう、丁重な配慮をしつつ、戦没者の遺骨の収集を推進する必要がある。…中略…戦没者の遺族に引き渡すことは、国の重要な責務である。と約束しています。

以上のことから下記の項目について国へ意見書を提出して下さい。

（陳情項目）

１　沖縄県戦没者の遺骨等が眠る土砂を辺野古新基地建設の埋め立て等に使用しないこと。

２　日本で唯一、住民を巻き込んだ激しい地上戦があった沖縄の事情に鑑み、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」を遵守し、ボランティア任せにせず、政府が主体となって戦没者の遺骨収集を実施し、すべての遺骨を遺族の元に帰すこと。

令和３年８月２３日

陳情者

[redacted]

流山市議会議長　森　亮二　様